年金生活者支援給付金　早見表（令和8年度）

老齢・補足的老齢・障害・遺族の対象と月額｜請求書（はがき型）の流れ｜登録不要・無料

年金生活者支援給付金とは：公的年金等の収入やその他の所得額が所得基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです（日本年金機構）。受け取るには請求の手続きが必要で、夫婦2人とも要件を満たせば2人とも受け取れます（一人ひとりに支払われます）。

対象と月額の早見表

令和8年度の給付基準額（月額）。令和7年度から3.2%の増額改定

種類	受けている年金など	前年の所得などの基準	月額（令和8年度）
老齢年金生活者支援給付金	65歳以上で老齢基礎年金を受けている。世帯全員の市町村民税が非課税	前年の年金収入金額とその他の所得の合計が、昭和31年4月2日以後生まれは**826,500円以下**、昭和31年4月1日以前生まれは**824,100円以下**	**5,620円を基準に、保険料納付済期間等に応じて算出（人によって異なる）。令和7年度は5,450円**
補足的老齢年金生活者支援給付金	老齢と同じ	昭和31年4月2日以後生まれは**826,500円を超え926,500円以下**、昭和31年4月1日以前生まれは**824,100円を超え924,100円以下**	**保険料納付済期間に基づく額に調整支給率を乗じた金額**
障害年金生活者支援給付金	障害基礎年金を受けている	前年の所得額が**4,918,000円＋扶養親族の数×38万円**以下（70歳以上の同一生計配偶者・老人扶養親族は48万円、特定扶養親族・16歳以上19歳未満は63万円）	**1級 7,025円／2級 5,620円** 令和7年度は6,813円／5,450円
遺族年金生活者支援給付金	遺族基礎年金を受けている	前年の所得額が**4,918,000円＋扶養親族の数×38万円**以下	**5,620円。2人以上の子が受け取るときは、子の人数で割った額（令和7年度は5,450円）**

※表の所得基準は、令和8年10月分から令和9年9月分の判定に使うもの（それ以前の分の基準は載せていません）。月額は令和8年4月分から。この期間を請求する場合の「前年」は令和7年。障害年金・遺族年金等の非課税収入は含みません。令和9年度の額は公表されていないため載せていません（2026年10月26日確認）。

老齢の月額の式（日本年金機構）

(1)保険料納付済期間に基づく額＝5,620円×納付済期間÷480月
(2)保険料免除期間に基づく額＝11,768円×免除期間÷480月
この(1)と(2)の合計が月額です。昭和31年4月1日以前生まれは、免除期間に乗じる額が11,734円です。

公式の例：納付済240か月・全額免除60か月（昭和31年4月2日以後生まれ）＝2,810円＋1,471円＝**4,281円**（月額）。納付済期間等は、年金証書や支給額変更通知書で確かめられます。

請求書（はがき型）の流れ（日本年金機構）

1. 基礎年金を受けていて新たに対象になる方に、毎年9月の第1営業日から順次、緑の封筒で届く
2. 氏名などを書き、目隠しシールと切手を貼って投函（電子申請でも提出できる）
3. 1〜2か月後に支給決定通知書が届く
4. 初回支払い月の上旬に振込通知書が届く

これから基礎年金を受け取る方は、年金の請求手続きにあわせて請求書を出します。原則、手続きをした翌月分から支給の対象です。

支払われ方（厚生労働省・日本年金機構）

- 偶数月の中旬に、前月分までの2か月分（例：4月分と5月分は6月中旬）
- 年金と同じ口座に、同じ日に、年金とは別に振り込まれる（通帳には2つの振り込み）
- 毎年、前年の所得等で支給判定。要件を満たしていれば翌年以降の手続きは原則不要

支給されないとき

- 日本国内に住所がないとき
- 年金が全額支給停止のとき
- 刑事施設等に拘禁されているとき

国外に転居したとき・拘禁されたときは、不支給事由該当届を年金事務所へ。受けていた方が亡くなったときは、未支給年金・未支払給付金の請求を年金とあわせて手続きします。

このメモで言えること・言えないこと／詐欺に注意

対象かどうか、金額、届いた請求書の扱いは、日本年金機構が市町村の所得情報等で判定します。個別のことは、お近くの年金事務所に確かめてください。日本年金機構や厚生労働省が、電話で家族構成や口座番号・暗証番号を聞くことや、手数料などの金銭を求めることはありません。不審に感じたら、お近くの年金事務所や警察の相談窓口へ連絡してください。

発行：生前整理支援センター ふれあいの丘（株式会社Kogera） www.fureaino-oka.com/kaigo/nenkin-seikatsu-shien
個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
出典：厚生労働省「年金生活者支援給付金制度」（令和8年10月時点の金額）／日本年金機構「年金生活者支援給付金」の各ページ（2026年10月1日更新ほか）／日本年金機構「令和8年4月分からの年金額等について」／年金生活者支援給付金の支給に関する法律（e-Gov）（2026年10月26日確認）。一般的な案内で、個人の対象かどうか・金額を判定するものではありません。

年金生活者支援給付金 確認メモ

届いた書類と通知書の月額を書き留める｜対象かどうかの判定ではなく、年金事務所に確かめるためのメモ

1. 手元の書類で確かめること 口座番号・基礎年金番号は書かない

お名前(呼び名でよい):＿＿＿＿＿＿＿＿ メモを書いた日:＿＿＿＿＿＿

受けている基礎年金:☐ 老齢基礎年金 ☐ 障害基礎年金(☐ 1級 ☐ 2級) ☐ 遺族基礎年金

生年月日:☐ 昭和31年4月1日以前 ☐ 昭和31年4月2日以後 (老齢の所得の基準が生年月日で2通りあるため)

年金証書・支給額変更通知書の保険料納付済期間:＿＿＿＿＿＿月 保険料免除期間:＿＿＿＿＿＿月 (老齢の月額のもと)

世帯全員の市町村民税が非課税か:☐ 市区町村・年金事務所に確かめた 結果メモ:＿＿＿＿＿＿＿＿

2. 届いた書類と、出した日 届いたら✓して日付を書く

✓	書類	届いた日	出した日(郵送・電子申請)／メモ
☐	請求書(はがき型)		
☐	請求書(A4型)・所得状況届		
☐	支給決定通知書		
☐	振込通知書		
☐	支給金額(改定)通知書		
☐	不該当通知書		

3. 通知書に書かれた給付金の額 通知書に書かれた額をそのまま写す

通知書の名前	通知書の日付	月額(通知書の額)	最初に振り込まれる月／メモ
		円	
		円	
		円	

4. 年金事務所に聞くこと(✓をつけて持っていく)

- ☐ 対象かどうか、金額(個別の判定は日本年金機構がします)
- ☐ 届いた請求書が、はがき型かA4型か。出し方は何か
- ☐ なくした請求書の再発行・A4型の出し方
- ☐ 世帯の状況(同居・別居、課税の変更)が変わったときの手続き
- ☐ 通知書の額がいつから変わるか
- ☐ 受けていた家族が亡くなったときの手続き

相談のメモ

相談した日:＿＿＿＿＿＿ 窓口:＿＿＿＿＿＿

聞いた内容・次にやること:

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記入するときの注意

- 口座番号、基礎年金番号、年金証書の番号、暗証番号は、このメモに書かないでください(紙に残る情報を少なくするため)。
- 電話で口座番号を聞かれたり、手数料などの金銭を求められたりしたら、日本年金機構や厚生労働省ではありません。お近くの年金事務所や警察の相談窓口へ連絡してください。
- このメモに書いた内容は、印刷した紙に残るだけで、ふれあいの丘が受け取ることはありません。

ふれあいの丘のページ(次にやること)

年金が振り込まれる日:www.fureaino-oka.com/kaigo/nenkin-shikyubi ／ 亡くなったあとの未支給年金・未支払給付金:www.fureaino-oka.com/souzoku/mishikyu-nenkin ／ 遺族年金の早見表:www.fureaino-oka.com/souzoku/izoku-nenkin

発行:生前整理支援センター ふれあいの丘(株式会社Kogera) www.fureaino-oka.com/kaigo/nenkin-seikatsu-shien 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
出典:厚生労働省「年金生活者支援給付金制度」(令和8年10月時点の金額)／日本年金機構「年金生活者支援給付金」の各ページ(2026年10月1日更新ほか)／日本年金機構「令和8年4月分からの年金額等について」／年金生活者支援給付金の支給に関する法律(e-Gov)(2026年10月26日確認)。一般的な案内で、個人の対象かどうか・金額を判定するものではありません。